

腐敗と戦うためのG7の行動

(仮訳)

世界的な腐敗問題の重大性及び腐敗とあらゆる側面において戦うことは、持続可能な開発のための2030アジェンダ全体を実現する上で重要な一側面であることを認識し、我々G7首脳は、国際的な腐敗対策アジェンダを前進させ、模範を示していくとのコミットメントを新たにする。

この目的のため、G7は国連腐敗防止条約（UNCAC）及びその作業部会、経済協力開発機構（OECD）等の関連する国際場裏を通じ、また、5月12日に英国主催で開催された腐敗対策サミットにおいて採択された宣言及び3月16日に開催されたOECD外国公務員贈賄防止条約閣僚級会合において採択された閣僚宣言の実施を通じ、個別に、そして共同で我々の共通の優先課題を推進するために取り組む。

1 公共調達における腐敗防止の強化及び財政の透明性向上

公共調達は腐敗に対して極めて脆弱であり、また、「公共調達における清廉性を促進するためのG20原則」や「公共調達における清廉性を強化するためのOECD原則」において認識されており、腐敗を防止するためには様々なツールやアプローチが必要であることを認識し、我々は、腐敗を防止するため、特に以下を通じ、オープンで、説明責任のある、公正で効果的な公共調達を促進する。

(a) 国内法及び規則、また、可能な場合には、「G8オープンデータ憲章」や「G20腐敗対策のオープンデータ原則」等のオープンデータ基準の原則に従って、国の公共調達に関する契約データを契約サイクルにわたって、機械判読可能な形式で公表する。

(b) 複雑なプロセスと規模の観点から、インフラに関連した公共調達の腐敗リスクを意識しつつ、あらゆる公共調達プロセスにおいて透明性を向上させる。

(c) 会計検査・監査機関の機能を一層向上させ、公共調達に対する効果的な会計検査・監査を一層促進する。

(d) 財政の透明性に対する我々のコミットメントを示し、国際通貨基金（IMF）の財政透明性評価及びその他のあらゆる同様の基準が果たしうる重要な役割を強調する。

2 腐敗に関する法執行協力の強化

国境を越える腐敗と効果的に戦い、また、奪われた財産の効果的な回復やその処分・社会的な再利用を円滑化する上で、法執行機関間の国際協力を強化することは、国際的な喫緊の課題であることを再確認し、我々は以下を通じて取り組む。

(a) 適用可能な国内法及び国際法に従って、法の支配や人権の保護の原則を尊重しつつ、腐敗行為に係る犯罪の司法共助や犯罪人の引渡しの効率的及び効果的な方策の促進を継続する。

(b) 司法共助の要請及びその他の国際協力を円滑化することを目的とし、適切な場合には、地域ネットワークを含め、当局間のネットワークを通じた腐敗の捜査や財産回復の連携・協力に特に有益である実務者間の対話を促進する。

(c) アラブ諸国の財産回復の取組をフォローアップするとともに、この取組で得られた教訓を国際的なニーズに対処するために活用する。実務的な協力促進を重視し、アジアや世界のその他の地域の金融センターを関与させる。この文脈で、我々は英国及び米国共催により、世界銀行と国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の奪われた財産の回復（StAR）イニシアティブの支援を得て、ナイジェリア、ウクライナ、チュニジア、スリランカへの支援に焦点を当てるグローバル財産回復フォーラムを2017年に開催するとの提案を歓迎する。

(d) 英主催腐敗対策サミットのコミュニケにおいて言及された国際腐敗対策連携センターを関心国で設立するとの提案を歓迎する。

(e) 資金洗浄及び腐敗を防止するため、適切な場合には、国内法に従って法執行当局、規制当局、民間部門間の情報交換を奨励し、各国の当局間同士の情報共有を検討する。

3 腐敗対策の能力構築支援の強化

効果的な法執行協力には確かな技術と能力が必要であり、腐敗に脆弱な国々の能力を構築することは、腐敗防止及び対症療法的な双方の側面において、世界全体で腐敗を削減するために不可欠であり、我々は、特に以下を通じ、能力強化を支援することに努力する。

(a) 会計検査・監査及び会計プロセスの向上、公務員の清廉性改革、資金洗浄対策、司法共助及び財産回復、予算編成や支出基準の改善、公共調達透明性向上等の分野において腐敗対策の能力構築を強化する。

(b) 全ての国連加盟国によるUNCACの締結及び効果的な実施を支援するUNODCとの協力等を通じた技術援助の促進

(c) 必要な改革分野を特定するため、世界銀行やIMF及びOECD等の公共支出の透明性評価を完了することを奨励し、適切な場合には他国への支援を提供する。

(d) 国際機関に対し、腐敗対策の助言及び支援を優先とすることを求める。

(e) 腐敗対策の改革に貢献し、腐敗及び贈収賄を暴き出すために市民社会やジャーナリストの能力強化を支援する。

4 国際社会における腐敗対策の促進

オープンガバメントパートナーシップやOECD多国籍企業行動指針及びその清廉性に関する作業、国連グローバルコンパクト等の国際的な多様なステークホルダーによる取組の重要性を認識し、我々は、関連する腐敗対策のイニシアティブや枠組みとの相乗効果を創出しつつ、特に以下を通じて、世界的な腐敗対策アジェンダを前進させることを誓約する。

(a) 政府及び腐敗対策の取組において不可欠なアクターである市民社会の間で、UNCAC作業部会におけるオブザーバーやレビュープロセスを含め、信頼と対話を構築する取組を促進する。

(b) 主要経済国に対し、OECD外国公務員贈賄防止条約を締結し、同条約を完全に実施するとともに、OECD贈賄作業部会と緊密に協働することを招請し、UNCACの条約実施レビュー作業部会の作業への支持等により、UNCACの効果的な実施を促進し、他の締約国がレビュープロセス及びその任意の選択肢に完全に参加することを奨励する。

(c) W T O 貿易円滑化協定を早期に発効させ、同協定の実施を通じて腐敗防止に寄与するため、W T O 加盟国に対し、同協定を迅速に受諾することを奨励する。

(d) 世界の金融システムの清廉性を保護し、腐敗や脱税、資金洗浄といった不正な目的のために法人及び信託を含む法的取極めが悪用されることを防止するため、G 7 及び G 2 0 のコミットメントを踏まえた実質的所有者に関する各国の行動計画の完全な実施等を通じ、また、国内法に従って、法執行当局から税務当局まで全ての関連する権限ある当局によるこれら情報へのアクセスを確保することによって、実質的所有者情報の透明性を高める。

(e) 採取部門の透明性を向上させる、採取産業透明性イニシアティブ（E I T I）の重要性を強調し、透明性向上の結果として腐敗を防止する。

(f) 専門的な職業団体やその他の非政府団体が適切な場合には、特に中小企業に対し、贈賄や腐敗を防止・発見するための倫理基準やコンプライアンスプログラムの策定を奨励し、またその策定を支援することを奨励する。

(g) 国際スポーツ団体の公開性を高め、ガバナンスを向上させる取組を歓迎し、市民の信頼を再び得られるよう、これらのより高い基準を実現するよう要請する。